

熊本県公報

号外 第 67 号の 2
平成 16 年 12 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の一部改正に伴い、関係規定を整備することとした。
 - (1) 広告物の表示等をしてはならない禁止地域のうち「美観地区」を「景観地区」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改めることとした。
 - (2) 簡易除却を行った広告物等の保管物件一覧簿及び受領書の様式を定めるとともに、保管物件一覧簿を備え付ける場所を地域振興局土木部維持管理課とすることとした。
- 2 その他規定を整理することとした。
- 3 この規則は、熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第73号)の施行の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第111号)附則第1条ただし書に規定する日から施行することとした。

規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第63号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県屋外広告物条例施行規則(昭和39年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「広告物を掲出する物件」の次に「(以下「掲出物件」という。)」を加え、同条第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第5条、第10条第3号、第11条の2、第11条の3及び第16条第1項第1号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。
(保管物件一覧簿の様式及び備付け場所)

第19条 条例第17条の3第2項の規則で定める様式は、別記第21号様式とし、同項の規則で定める場所は、土木部維持管理課とする。

(受領書)

第20条 条例第17条の7の規則で定める様式は、別記第22号様式とする。

別表第1禁止地域の部第一種禁止地域の項中「第17条」を「第13条」に改め、同部第二種禁止地域の項中「美観地区」を「景観地区」に、「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に改め、同部第三種禁止地域の項中「第20条」を「第26条」に改める。

別記第20号様式の次に次の2様式を加える。

別記第21号様式 (第19条関係)

保管物件一覧簿

整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管場所	備 考
	名称又は 種 類	数 量					

別記第22号様式 (第20条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">熊本県知事 様</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: center;">返還を受けた者</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: center;">住 所</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: center;">氏 名</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0; text-align: right;">印</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">次のとおり広告物等 (又は代金) の返還を受けました。</p>							
返還を受けた日時							
返還を受けた場所							
返還を受けた 広告物 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">整理番号</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名称又は種類</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">数量</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	整理番号		名称又は種類		数量	
整理番号							
名称又は種類							
数量							
(返還を受けた金額)							

附 則

この規則は、熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第73号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1禁止地域の部第二種禁止地域の項の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。